

大津都市計画特別用途地区の変更 (大津町決定)

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区		
商業地域	約 31 ha	大津都市計画区域内の商業地域、近隣商業地域全域と準工業地域の一部(文教地区を除く全ての地域) 大規模集客施設制限地区内における建築物の制限は、大津町特別用途地区建築条例による。
近隣商業地域	約 21 ha	
準工業地域	約 135 ha	
(合計)	約 188 ha	
文教地区		大津都市計画区域内の準工業地域の一部
準工業地域	約 4.9 ha	文教地区内における建築物の制限は、大津町特別用途地区建築条例による。
(合計)	約 4.9 ha	

「種類・位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

大規模な集客施設の郊外立地や公共公益施設の郊外移転が進み、都市機能の無秩序な拡散が進行してきたことにより、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」が平成18年5月31日に公布された。この法律を受けて、「都市計画法」と「建築基準法」が改正され、大規模集客施設（床面積1万平方メートルを超える店舗、飲食店、遊技場など）が、立地可能な用途地域を近隣商業地域・商業地域及び準工業地域の3つに限定することについて、平成19年11月30日に施行された。

大津町においても、大津都市計画区域内の商業地域、近隣商業地域及び準工業地域の一部（文教地区を除く全ての地域）について、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を定めた大津町特別用途地区建築条例を、平成21年3月に公布した。

当該特別用途地区の変更は、大津都市計画用途地域の変更との整合を図り、白地地域から準工業地域に変更を行う地区（約65ha）に大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を定め、無秩序な市街地の拡大の抑制を図るものである。